

## ○湖西市立図書館インターネット端末利用要綱

平成 30 年 11 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湖西市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者の調査研究に資するために設置するインターネット端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第 2 条 端末を利用することができる者は、湖西市立図書館条例施行規則（平成元年教委規則第 6 号）第 6 条第 2 項の規定により利用者カードの交付を受けている者とする。ただし、図書館長が許可した場合はこの限りでない。

(利用時間)

第 3 条 端末の利用時間は開館時間内とし、各館における利用時間は下記のとおりとする。

- (1) 中央図書館 1 人につき 90 分まで、1 日当たり 1 回までとする。
- (2) 新居図書館 1 人につき 30 分まで、1 日当たり 2 回までとする。

2 図書館は、次の各号のいずれかに該当するときは、端末の運用を停止するものとする。

- (1) 端末及びインターネットに障害が発生したとき
- (2) 天災等による不可抗力
- (3) その他運用上やむを得ないとき

(端末の利用)

第 4 条 端末を利用しようとする者(以下「端末利用者」という。)は、次により処理する。

- (1) 端末利用者は、第 5 条の遵守事項に同意し、別に定める利用申込書へ記入を行うものとする。
- (2) 端末利用者がインターネット上で行ったすべての行為は、図書館はその責任を負わないものとする。
- (3) 端末利用者の不正行為などによって接続先の機器やデータなどに侵害を与えた場合は、端末利用者が法的責任を負うものとする。

(端末利用者の遵守事項)

第 5 条 端末利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査研究の目的を超えて情報の検索又は閲覧をしないこと。
- (2) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (3) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。

2 前項の規定に違反したとき、図書館は利用を停止することができる。

3 端末利用者は、不正アクセス等が発生した場合、調査に協力しなければならない。

(経費の負担)

第6条 端末に係る通信費及び維持経費は図書館が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長等が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。